

生	00	01	5年
(令和13年3月末まで保存)			
(令和13年3月末まで有効)			

生保第3001号

(生企)

令和7年12月24日

生活安全部内所属長 殿
各 警 察 署 長

生 活 安 全 部 長

消費者安全確保地域協議会との連携について

消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第11条の3第1項により、国及び地方公共団体の関係機関は、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関等により構成される消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を組織できることとされている。警察においては、これまで、地方公共団体が設置した協議会と連携し、消費者の財産上の利益侵害防止に努めてきたところであるが、本年3月18日に閣議決定された「第5期消費者基本計画」において、高齢化・単身世帯化の更なる進行により、配慮を要する消費者への対応を強化する必要等があり、協議会の活性化や見守り活動の充実を地域の実情に応じて促進するとされたことから、下記の点に留意の上、引き続き事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本件については、消費者庁と警察庁が協議済みであり、消費者庁から令和7年12月11日付け別添1の関係通知「消費者安全確保地域協議会における警察との連携について」（消地協第300号）が発出されていることから執務の参考とされたい。

「消費者安全確保地域協議会への対応について」（令和3年4月16日付け保安第15号ほか）は廃止する。

記

第1 協議会の概要

1 協議会の組織

国及び地方公共団体の機関であって、消費者の利益の擁護及び増進に関する分野の業務に従事するもの（以下「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される協議会を組織することができる（法第11条の3第1項）。

なお、この関係機関として、都道府県警察（警察本部及び警察署）も含まれると解されている。

2 協議会の活動

協議会の構成員（関係機関及び消費生活協力団体その他の関係者）は、消費者安全の確保のため、消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ること等の取組を行うものとされている（法第11条の4第2項）。

なお、「消費生活上特に配慮を要する消費者」（以下「見守り対象者」という。）

に該当するか否かは、それぞれの協議会で決めることとなるが、例えば、高齢者や障害者のうち、過去に消費者被害を受けた経験がある等の理由により、消費者被害に遭いやすい特性を有すると思われる者が考えられる。

3 協議会への情報提供等

協議会を組織する地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、構成員間で必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行う（法第11条の4第1項）。

また、協議会は、情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成員が行う消費者安全の確保のための取組に関し他の構成員から要請があつた場合等は、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる（法第11条の4第3項）。

4 秘密保持義務

協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（法第11条の5）。

なお、この規定に違反して秘密を漏らしたときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（併科なし）に処せられる（法第53条第1項）。

第2 警察の対応

1 協議会への参加について

協議会の活動は犯罪被害の未然防止に資するものと考えられるほか、警察の相談窓口に寄せられた相談のうち、消費者問題に関する相談を協議会のネットワーク等を通じて地域の消費生活センターに円滑につなげることは問題解決に効果的であると考えられる。このため、生活保安課及び警察署においては、管轄する地域の自治体に協議会が設置されている場合には、構成員として参加すること。

また、管轄する地域の自治体に協議会が設置されるに当たり、当該自治体から要請があつた場合も同様に、構成員として参加すること。

2 見守り活動について

協議会の活動内容は、それぞれの協議会において判断されるものであって、警察にその責務の範囲を超える活動を求めるものではないが、警察においては、例えば、巡回連絡等の通常活動における機会を利用して消費生活センターから提供を受けた資料を配布したり、他の協議会構成員が見守り活動を行う際に有用な情報を提供したりするなどの協力に努めること。

3 警察からの情報提供について

（1）消費者被害に関する一般的な被害情報の提供

消費者被害に関し、警察で把握した手口、被害者の類型、被害の発生場所等の情報について分析し、被害防止に資すると考えられる情報を積極的に協議会に提供すること。

（2）見守り対象者に関する情報の提供

犯罪捜査、相談業務等で把握した見守り対象者に該当すると思料される者に関する情報を協議会に提供するに当たっては、法令に基づく情報提供（法第11条の4第3項）であり、必ずしも当該者の同意を得ることを要するものではないとされているが、特段支障がない場合には、当該者本人や家族等の適切な者の同意を得た上で協議会に提供するよう努めること。

なお、同意を得るに当たっては、相手方に対し、協議会の活動内容や、協議会には秘密保持義務が課されていること等の説明を行うこと及び同意を得たことについて記録化しておくとともに、同意を得ることができなかつた場合にも、その理由を記録化しておくことに配意すること。

4 警察に対する情報提供依頼について

協議会の求めに応じて情報提供をすることは義務づけられておらず、構成員それぞれの判断に委ねられているので、公共性、必要性について検討の上、提供の要否を判断すること。

なお、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項）を提供する際には、提供を求める情報の範囲や利用目的等を記載した文書を協議会から受理し、青森県警察情報セキュリティに関する訓令（平成26年3月24日付け青森県警察本部訓令第13号）及び同訓令に定められた規定に基づき、情報セキュリティに配意した適宜の方法により、協議会に提供すること。

5 積極的な協力の実施

本年4月22日に政府が策定した「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」では、一層複雑化・巧妙化する詐欺等について、立ち後れることなく、国民をその被害から守るために、手口の変化に応じて機敏に対策をアップデートすることに加え、犯罪グループを摘発するための実態解明の取組や犯罪グループと被害者との接点の遮断といった抜本的な対策を強化する必要があるとされている。

犯罪被害防止に特に配慮を要する高齢者等を官民が連携して見守る協議会の活性化は、詐欺等から国民を守る対策の一つとして効果的であると考えられることから、生活保安課及び警察署にあっては、協議会に対し積極的に協力するよう努めること。

6 連絡窓口

協議会との連絡窓口については、警察本部にあっては生活保安課、警察署にあっては生活安全課又は刑事生活安全課とする。

（参考資料）

- 消費者安全確保地域協議会における警察との連携について（令和7年12月11日付け消地協第300号）（別添1）
- 高齢者や障がい者等の配慮を要する消費者に対する地域における見守り活動（別添2）
- 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）設置自治体一覧（別添3）

担当：生活保安課指導係

生活安全企画課犯罪抑止係

消地協第300号
令和7年12月11日

各都道府県消費者行政主管部長 殿

消費者庁地方協力課長

消費者安全確保地域協議会における警察との連携について（通知）

平素から消費者行政の推進に多大な御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本年3月18日に閣議決定された「第5期消費者基本計画」においては、高齢化・単身世帯化の更なる進行により、配慮を要する消費者への対応を強化する必要があることから、地域において日常的に消費者と接する機会のある多様な主体が連携して、消費者へきめ細やかな情報提供を行うことや被害を発見した場合は消費生活センター等へ取り次ぐなど、見守り活動の活性化等に取り組んでいくこととしています。そのためには、消費者安全確保地域協議会（以下、「協議会」という。）を形成し、多様な主体の参画を得ることが必要ですが、個人の生命、身体及び財産の保護を任務とし、消費者と接する機会も多く、かつ消費者被害に関し、手口や類型等の情報を有する警察が協議会の構成員として参画することは、被害の未然防止・拡大防止、救済のために極めて重要と考えます。

政府においては、「第5次消費者基本計画」や「経済財政運営と改革の基本方針2025」（骨太方針2025、令和7年6月14日閣議決定）、「『強い経済』を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）において、見守り活動の充実・活性化に取り組む方針を示したところです。この度、警察庁と消費者庁では、見守り活動の活性化のために、地域において消費者行政と警察の連携を深めていくことが重要であることから、両庁において、通知及び通達を発出することといたしました。

警察庁からは、各都道府県警等宛てに「消費者安全確保地域協議会との連携について（通達）」が発出されました（別添1参照）。

本通達では、各地の警察本部及び警察署が協議会の構成員として参加することを検討すること、例えば、巡回連絡等の通常活動における機会を利用して消費生活センターか

ら提供を受けた資料の配付や、他の協議会の構成員が見守り活動を行う際に有用な情報の提供を行うなど協議会の見守り活動への協力に努めること、消費者被害に関し、警察で把握した手口、被害者の類型、被害の発生場所等の情報について分析し、被害防止に資すると考えられる情報を積極的に協議会に提供すること等が示されました。

各都道府県の消費者行政主管部局におかれましては、管内の協議会に警察署等が構成員として参加し、警察庁からの通達にある協議会への参画が進展するよう、警察本部との連携強化に努めていただきますようお願いいたします。

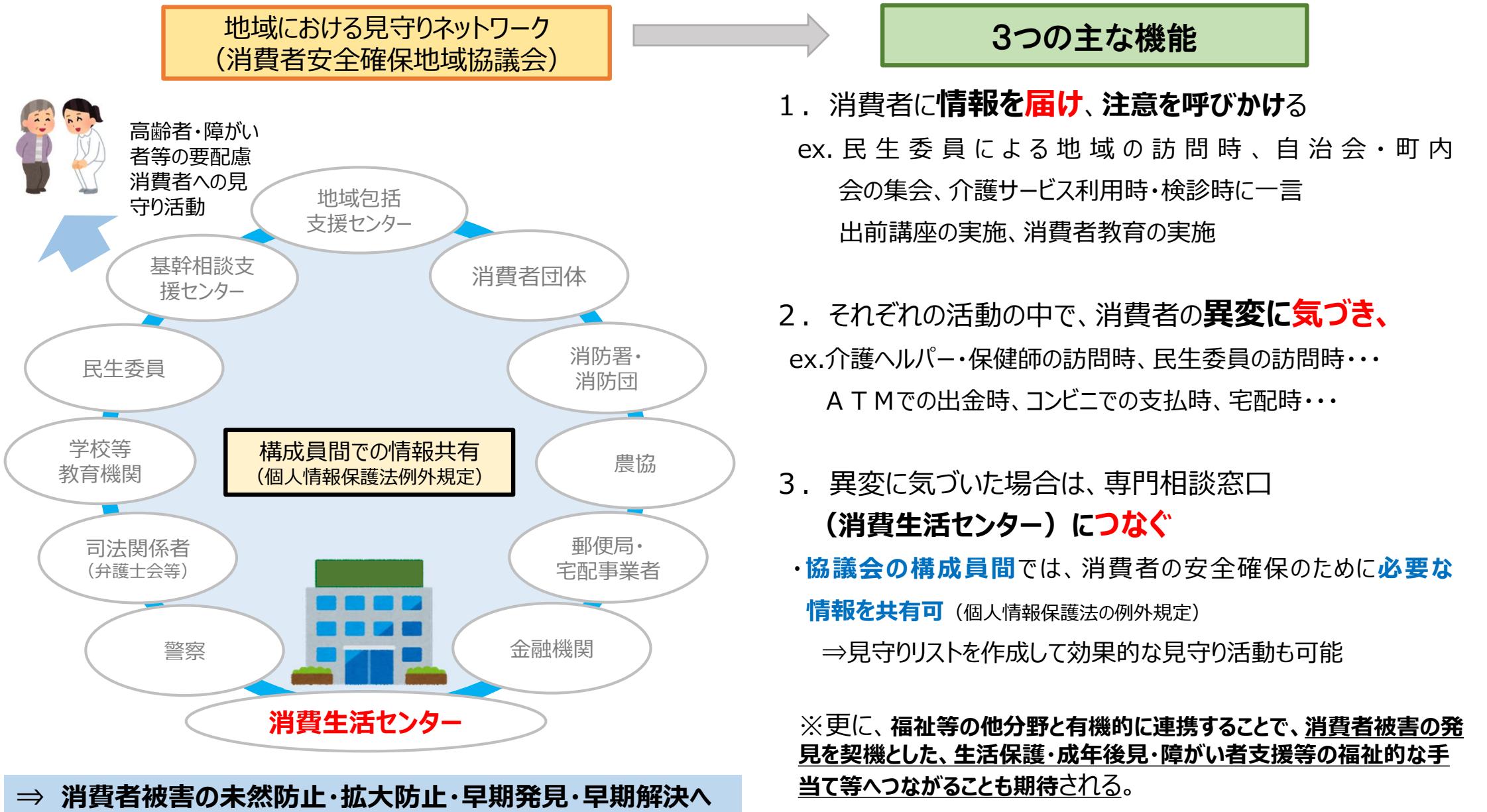
また、管内の市区町村の消費者行政担当部署に対し、本通知及び警察庁からの通達を周知いただくとともに、市区町村の消費者行政担当部署から所在する警察署等に対し、協議会への参画や協力を働きかけるよう周知をお願いいたします。加えて、協議会未設置の市区町村に対しては、協議会の設置を働きかけていただきますよう併せてお願ひいたします。

以上

別添 略

高齢者や障がい者等の配慮を要する消費者に対する地域における見守り活動

高齢化、独居化の更なる進展等に伴い、被害の未然防止・拡大防止に向けては、相談を待つだけではなく、多様な主体と連携した地域における日々の見守りを通じ、能動的に消費生活センターへつなぐ仕組みづくりが重要。



消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）設置自治体一覧

別添3

都道府県名	設置自治体名
北海道	北海道、豊浦町、江別市、釧路市、登別市、北見市、石狩市、湧別町、洞爺湖町、乙部町、恵庭市、中札内村、浦河町、鷹栖町、紋別市、奥尻町、幕別町
青森県	青森県、八戸市、板柳町、南部町、野辺地町、おいらせ町、五所川原市、三沢市、藤崎町、つがる市、田子町、鶴田町、十和田市、田舎館村、三戸町、外ヶ浜町、六戸町、深浦町、階上町、五戸町、東北町、西目屋村、平内町、新郷村、六ヶ所村、弘前市、今別町、横浜町、蓬田村
岩手県	岩手県、矢巾町
宮城県	仙台市、大崎市
秋田県	北秋田市、大館市、能代市
山形県	山形県、山形市、米沢市、飯豊町、東根市、金山町
福島県	福島県、西会津町、南相馬市、福島市、広野町、石川町、鏡石町
茨城県	笠間市、取手市、水戸市
栃木県	栃木県、那須町、下野市、那須塩原市、矢板市、小山市、壬生町、佐野市、大田原市、那珂川町、那須烏山市、上三川町、塙谷町
群馬県	群馬県、渋川市、館林市、邑楽町
埼玉県	行田市、日高市、吉川市、小鹿野町、志木市、上尾市、白岡市、加須市、桶川市、鴻巣市、ふじみ野市、小川町、東松山市、北本市、宮代町、坂戸市、鶴ヶ島市、戸田市、春日部市、所沢市、熊谷市、長瀬町、川島町、川越市、伊奈町、鳩山町、上里町、三芳町、和光市、横瀬町、富士見市、新座市、幸手市、三郷市、久喜市、滑川町、朝霞市、深谷市
千葉県	船橋市、富里市、白井市、印西市
東京都	千代田区、多摩区、板橋区、新宿区、世田谷区、調布市、国分寺市、練馬区、西東京市、三鷹市、大田区、八王子市、立川市、日野市、町田市、府中市
神奈川県	鎌倉市
新潟県	新潟県、佐渡市、魚沼市、弥彦村、村上市、柏崎市、新潟市、五泉市、妙高市、胎内市、刈羽村、南魚沼市、新発田市、見附市、聖籠町、小千谷市、十日町市
富山県	富山県、富山市
石川県	能美市、加賀市、宝達志水町、能登町、小松市、穴水町、羽咋市
福井県	福井県、坂井市、越前市、敦賀市
山梨県	山梨県、甲府市、笛吹市、富士吉田市、富士河口湖町、山中湖村、鳴沢村、西桂町、忍野村、南アルプス市、市川三郷町、上野原市、身延町、都留市
長野県	長野市、諏訪市
岐阜県	岐阜県、岐阜市、大垣市、本巣市、各務原市、飛騨市、瑞浪市、可児市
静岡県	静岡県、富士市、東伊豆町、南伊豆町、御殿場市、川根本町、沼津市、御前崎市、伊東市
愛知県	愛知県、豊橋市、田原市、江南市、豊川市、西尾市、一宮市、蒲郡市、瀬戸市、安城市、名古屋市、豊田市、高浜市、春日井市、豊明市、岩倉市、新城市、長久手市、東海市、半田市、刈谷市、扶桑町、犬山市、尾張旭市、幸田町、日進市、北名古屋市、岡崎市、知立市、みよし市、稻沢市、清須市、大府市、小牧市、碧南市、東浦町、あま市、常滑市、弥富市、津島市、愛西市、蟹江町、美浜町
三重県	名張市、東員町、鈴鹿市、亀山市
滋賀県	野洲市、近江八幡市、大津市、米原市
京都府	京都府、大山崎町、宮津市、精華町、京都市
大阪府	八尾市、和泉市、交野市、岸和田市、豊中市、門真市、箕面市、大阪市、枚方市、貝塚市、富田林市、摂津市、池田市、泉佐野市、柏原市

(注)緑塗りの都道府県は県レベルでの協議会設置がある地域

都道府県名	設置自治体名
兵庫県	兵庫県、洲本市、南あわじ市、淡路市、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、姫路市、福崎町、神河町、市川町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町、丹波篠山市、丹波市、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
奈良県	奈良県、大和郡山市、生駒市、香芝市、葛城市、御所市、天理市
和歌山県	上富田町、和歌山市、すさみ町、橋本市、御坊市、美浜町、有田川町、由良町、串本町、みなべ町、白浜町、紀美野町
鳥取県	鳥取県、智頭町、倉吉市、湯梨浜町、伯耆町、日野町、三朝町、鳥取市、境港市、米子市、琴浦町、大山町、若桜町
島根県	島根県、松江市、飯南町、浜田市、大田市、西ノ島町、雲南市、安来市、美郷町、江津市、出雲市、隱岐の島町、奥出雲町、益田市、知夫村、津和野町、邑南町、川本町
岡山県	岡山市、浅口市、井原市、笠岡市、真庭市
広島県	広島市、呉市、熊野町、東広島市、坂町
山口県	山口県、下松市、周南市、柳井市、宇部市、萩市、岩国市、山口市、美祢市、下関市、防府市、長門市、光市、山陽小野田市
徳島県	徳島県、板野町、上板町、徳島市、北島町、松茂町、吉野川市、阿南市、鳴門市、阿波市、勝浦町、神山町、石井町、小松島市、佐那河内村、上勝町、三好市、東みよし町、美馬市、美波町、藍住町、牟岐町、那賀町、つるぎ町、海陽町
香川県	香川県、高松市、小豆島町、東かがわ市、宇多津町、善通寺市、土庄町、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、三豊市、三木町、直島町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
愛媛県	愛媛県、久万高原町、伊方町、八幡浜市、宇和島市、松山市、新居浜市、松野町、鬼北町、今治市、上島町、愛南町、西条市、伊予市、大洲市、四国中央市、内子町
高知県	高知市
福岡県	福岡県、苅田町、筑前町、川崎町、大任町、粕屋町、大牟田市、春日市、中間市、岡垣町、篠栗町、大刀洗町、香春町、久留米市、飯塚市、豊前市、宗像市、太宰府市、嘉麻市、志免町、須恵町、新宮町、添田町、糸島市、水巻町、北九州市、久山町、芦屋町、吉富町、うきは市、直方市、鞍手町、福津市、小竹町、築上町、行橋市、筑後市、みやこ町、遠賀町、上毛町、大野城市、福智町、宮若市、福岡市、古賀市
佐賀県	佐賀県、有田町、嬉野市、白石町、多久市、吉野ヶ里町、伊万里市、鳥栖市、神埼市、玄海町、鹿島市、太良町、武雄市、みやき町、佐賀市
長崎県	長崎県、東彼杵町、松浦市、雲仙市、南島原市、大村市、島原市、対馬市、平戸市、五島市、長崎市、壱岐市波佐見町、佐世保市、佐々町、時津町、新上五島町、小值賀町、西海市、諫早市
熊本県	熊本県、菊池市、天草市、玉名市、水俣市、八代市、熊本市
大分県	宇佐市、九重町、大分市、中津市
宮崎県	宮崎県、宮崎市、都城市
鹿児島県	鹿児島県、鹿屋市、瀬戸内町、湧水町、鹿児島市、奄美市、南大隅町、知名町、和泊町、南さつま市、中種子町、南九州市
沖縄県	沖縄県、粟国村、宜野湾市

(参考) 都道府県、市区町村人口規模別の設置状況

	設置自治体数	総自治体数
全て	565	1788
うち都道府県	30	47
うち5万人以上	234	517
うち5万人未満	301	1224

※地方公共団体から2025年11月末日までに消費者庁に対して設置報告のあった協議会
(広域連携による設置を含む。)